

すこやかガイド

●4種混合ワクチン・不活化ポリオワクチン予防接種について

下表を参考に接種を進めてください。

①4種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)予防接種

対象 原則ポリオワクチン、3種混合ワクチンをいずれも接種していない児で、生後3～90カ月に至るまで

接種回数 全4回(生後3～12カ月に20～56日の間隔をおいて3回、3回目の接種終了後、12～18カ月の間に1回接種)

接種場所 津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部地区指定医療機関

接種料金 無料

②不活化ポリオワクチン予防接種

対象 生後3～90カ月に至るまで

接種回数 全4回(生後3～12カ月に20～56日の間隔をおいて3回、3回目の接種終了後、12～18カ月の間に1回接種)

- ・生ポリオワクチンを既に1回接種している方や既に不活化ポリオワクチンを接種している方は、合計して4回となるように残りの回数を接種してください。
- ・1期追加(4回目)も定期の予防接種になりました。

接種場所 津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部地区指定医療機関

接種料金 無料

○今までの接種回数に応じた不活化ポリオワクチンの接種必要回数

				不活化ポリオワクチン				
				未接種	1回接種済み	2回接種済み	3回接種済み	4回接種済み
生ポリオワクチン	未接種	3種混合	接種無	4種混合ワクチンを4回接種 ※1	不活化ポリオワクチンを3回接種 ※2	不活化ポリオワクチンを2回接種 ※2	不活化ポリオワクチンを1回接種 ※2	不活化ポリオワクチン接種不要 ※2
			接種有	不活化ポリオワクチンを4回接種 ※2				
	1回接種済み	3種混合	接種無	不活化ポリオワクチンを3回接種 ※2	不活化ポリオワクチンを2回接種 ※2	不活化ポリオワクチンを1回接種 ※2	不活化ポリオワクチン接種不要 ※2	
			接種有					
	2回接種済み	3種混合	接種無	不活化ポリオワクチン接種不要 ※2				
			接種有					

- ※1 生ポリオワクチン、不活化ポリオワクチン、3種混合ワクチンをいずれも接種していない方は、4種混合ワクチンを接種してください。
- ※2 生ポリオワクチン、不活化ポリオワクチン、3種混合ワクチンのいずれかを接種したことがある方は、原則、4種混合ワクチンではなく、3種混合ワクチンと単独の不活化ポリオワクチンで必要回数を接種してください。

問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714

●高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種（助成事業）のご案内

お申し込みの受付は保健センター健康館すこやかおおはるで行っています。

対象 70歳以上の方のうち次のすべてに該当する方

- ・あらかじめ保健センター健康館すこやかおおはるに申請をして、接種券の交付を受けた方
- ・過去5年以内に高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受けていない方
※接種後5年を経過していない方は接種できません。
- ・接種日に本町に住民登録がある方

助成回数 生涯1回限り

接種可能期限 平成25年3月30日(土)

実施場所 津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部地区指定医療機関

自己負担額 接種料金と助成金額(3,000円)の差額は、自己負担となります。

接種料金は医療機関により異なります。

●例 接種料金－助成金額(3,000円)＝自己負担額

接種当日の持ち物 接種券、予診票(接種医療機関で配布)、健康保険証、自己負担額

※当接種は任意の予防接種で、接種対象者の希望により接種するものです。

問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714

●日本脳炎予防接種 接種可能年齢の拡大

平成7年6月1日～19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前々日まで次のように接種できるようになりました。

●接種状況と接種の受け方

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ・1期を一度も接種していない方 | 11ページの間隔で1期3回と9歳以上で2期を接種 |
| ・1期を1回または2回接種した方 | 1期の残りの回数と9歳以上で2期を接種 |
| ・1期の接種が完了している方 | 9歳以上で2期を接種 |

※平成7年4月2日～5月31日生まれで接種が完了していない方や接種間隔などご不明な点はお問合せください。

※13歳以上で接種を希望される場合、母子健康手帳を持って保健センター健康館すこやかおおはるまでお越しください。また、接種間隔などご不明な点はお問合せください。

問合せ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714

「デンタルメンテナンス」

歯周病は歯を支えている骨が溶け、歯を失ってしまう病気です。

歯周病で失ってしまった骨や歯は、もう元には戻りません。従来このように言われてきました。

しかし最近では、歯周病で無くなった骨は再生が可能な場合がありますし、無くなった歯はデンタルインプラントによつて、自分の歯と同等の機能を取り戻すことができる場合があります。

とはいえ、すべての場合でそういった治療が可能であるとは限りません。

ここで大切になってくるのは、定期的な歯科受診です。これをデンタルメンテナンスといいます。

歯周病の原因は歯周病原細菌による感染です。デンタルメンテナンスを受ければ、ご自身の歯磨きで除去できない歯周病菌を歯科衛生士がクリーニングし、お口の中の細菌の量をいつも少なくしておけるので、歯周病の進行を遅らせることができます。

デンタルメンテナンスを受けるのと受けないのでは、歯周病の進行具合は明らかに違ってきます。



歯の健康講座

海部歯科
医師会